

No.157
2008.4

広報

おみいた

■発行と編集／徳島県板野郡上板町役場 上板町広報編集委員会 TEL (088)694-6801 平成 20 年 4 月 1 日発行



3 才児「大江戸捕物帳」



3 才児「せんたくブギ」

3 才児「おしりかじり虫」

3 才児「合奏」



● 主な目次 ●

平成 20 年度当初予算	2
町長表彰式挙行される	4
消防団出初式	5
平成 20 年度より国民健康保険の制度改正に伴い保険税の内訳が変わります。...	6
4 月から後期高齢者医療制度が始まりました	7
平成 20 年 4 月からの国民年金保険料	8
「ねんきん特別便」を受け取られた方へ	9
いちょう家族会定例会について	10
わたしから人権尊重のまちづくり	11
スポーツ結果	12
地球温暖化対策	14
各種お知らせ	15
保健行事予定表	17
お誕生おめでとう	18

晴れの舞台

可愛い子どもたちが
晴れの舞台上で
見事な演技を披露
緊張の 眼差しが
両親・祖父母を見つけ
パツと 華やぐ
未来のスターたちに拍手

平成20年度当初予算 (69億2,231万円)の概要

上板町議会三月定例会において平成二十年度の一般会計及び新設の後期高齢者医療特別会計を含む七特別会計の当初予算が議決されました。

一般会計の歳入歳出予算総額は、前年度当初予算に比べて〇・五％(二千万円)減の三十九億二千万円となっています。

歳入面では、「地方と都市の共生」の考え方の下、地方再生対策費の創設により地方交付税が五・八％の増となっています。また、町税、地方交付税、財政調整基金繰入金及び臨時財政対策債等の「一般財源総額」は基金繰入金減により〇・八％の減となっており、特に財政調整基金取り崩しによる繰入金は二十四・七％減となったものの基金残高は中期財政見通しでは減少の一途を辿る見通しであり、極めて深刻な状況に陥っています。

歳出面では、平成十九年度に実施した義務教育施設耐震二次診断調査結果に基づき、上板中学校教室棟・特別教室棟等、神宅小学校教室棟の耐震補強実施設計業務を実施するほか小学校施設の耐震二次診断調査の実施や木造住宅耐震改修補助金を交付するなど教育施設整備や防災対策に重点を置いた予算編成となっています。

厳しい財政状況が続きますが、「重点的かつ効率的で持続可能な財政運営を行い足腰の強い町づくり」を実現するため限られた財源を有効に活用し行政サービスに取組みますので、町民皆様方のご理解ご協力をよろしく願います。

20年度の主要な事業	
○阿北環境整備組合周辺対策事業負担金	5,250万円
○県営事業負担金 (かんがい排水、農地防災等)	3,777万円
○町道新設改良工事費	3,500万円
○学校施設耐震補強工事实施設計業務	3,100万円
○農道改良工事費	2,000万円
○県単工事負担金(道路改良)	1,800万円
○合併浄化槽設置整備事業補助金	1,602万円
○小学校耐震2次診断業務	1,480万円

一般会計予算	39億2,000万円
特別会計予算	30億0,231万円
計	69億2,231万円

特別会計	
国民健康保険事業	12億8,367万円
老人保健事業	1億4,620万円
後期高齢者医療事業	1億0,810万円
介護保険事業	10億3,660万円
住宅新築資金等貸付事業	3,708万円
農業集落排水事業	5,148万円
水道事業	3億3,918万円

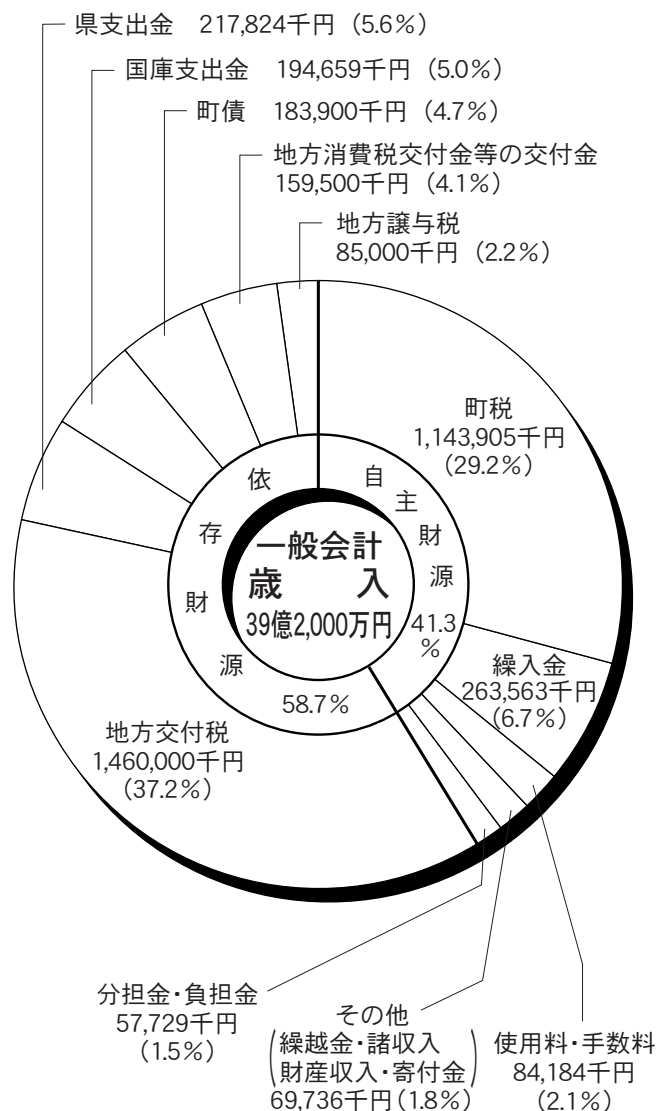
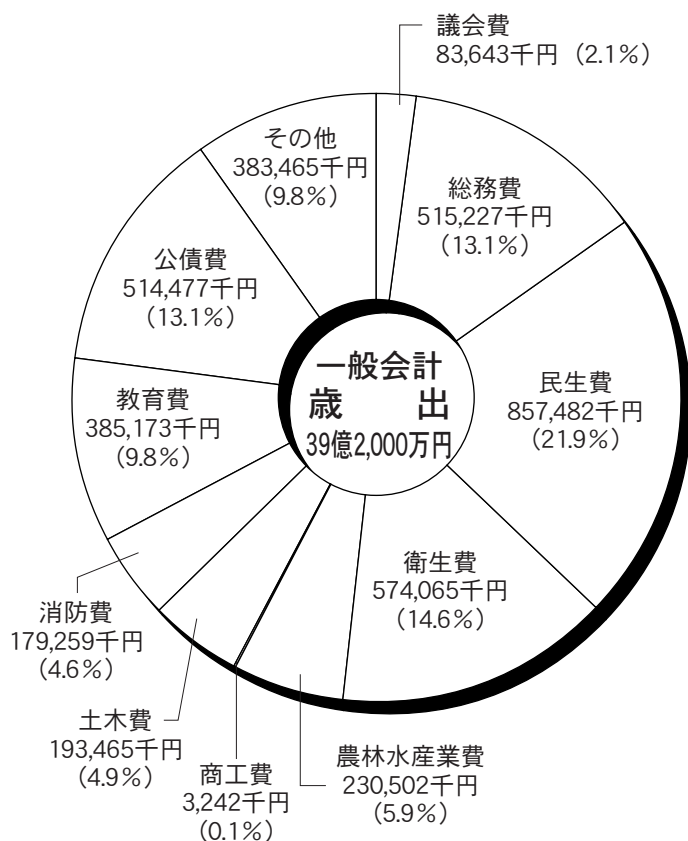
普通交付税の推移

10年度	18億3,800万円
11年度	18億7,500万円
12年度	18億4,100万円
13年度	17億0,100万円
14年度	15億7,600万円
15年度	13億7,500万円
16年度	13億4,300万円
17年度	13億6,800万円
18年度	14億3,100万円
19年度 (決算見込み)	14億0,200万円
20年度 (予算)	14億0,000万円

一般会計当初予算の推移

10年度	38億8,425万円
11年度	43億4,435万円
12年度	42億0,050万円
13年度	49億8,500万円
14年度	38億7,900万円
15年度	40億7,600万円
16年度	35億8,300万円
17年度	42億0,000万円
18年度	38億0,000万円
19年度	39億4,000万円
20年度	39億2,000万円

一般会計 39億2,000万円の内訳



H20. 1. 31現在 13,323人 (4,544世帯)

町民1人当たり
が納める税金
8万5,800円

町民1人当たり
に使われる費用
29万4,200円

町民1世帯当たり
に使われる費用
86万2,600円

◆用語の説明◆

■議会費

町議会の活動に要する経費です。

■総務費

全般的な管理や行政管理に要する経費です。

■民生費

町民の生活と安定した社会生活を保護するために要する経費です。

■農林水産業・商工費

産業振興のための基盤整備や組織、団体の育成指導に要する経費です。

■消防費

火災・風水害など災害が生じた場合の被害軽減のための全ての活動に要する経費です。

■教育費

教育委員会の経費で幼稚園から中学校、また、社会教育など教育関係に要する経費です。

■公債費

公共事業を行うために借入れた財源(町債)を償還するための経費です。

■衛生費

町民が健康で衛生的な生活環境を保持するために要する経費です。

■土木費

道路、河川などの維持改良に要する経費です。

■地方交付税

国の所得税、法人税、酒税などを一定割合で町の財政需要に応じて一定の基準に基づき、国から交付されるお金です。

町長表彰式挙行される



一月十五日、庁舎内において町長表彰式が行われました。各分野で活躍され、その功績により表彰又は感謝状を受けたのは、次の方々です。

◇地方自治の発展に貢献 (敬称略)

濱 藤 守 一
齋 藤 茂
鎌 田 信 隆
笹 山 茂 樹
小 津 欣 生

◇地方教育行政の発展に貢献

岡 本 康 則

◇地域福祉の向上に貢献

三 木 顯 子
水 口 良 一

◇町政の発展と住民福祉の向上に貢献

原 田 啓 子
坂 東 啓 子
前 須 賀 講 和 子
浜 口 美 音 子
沖 津 貞 子
松 本 和 子
川 口 さ え 子
松 尾 道 子
松 本 泰 永
鈴 木 幸 三

◇高額寄付

故 眞 鍋 邦 男

上板町議会だより

◎平成十九年第四回定例会の概要

第四回定例会は、十二月十三日から十二月十八日までの六日間の日程で開かれました。

開会日には、松尾町長が町政に取り組む所信と行政改革の推進、介護保険制度、人権問題、環境問題、財政問題など当面する町政の重要課題について述べました。

一般質問では、防災対策、行政改革、後期高齢者医療、介護保険、農業問題、環境問題、教育問題、などが論議されました。

(議員十名から一般質問)

町長提議議案十件の内八件が可決、一件が不承認、一件が同意され、議員提案七件の内五件が可決、二件が採択されました。

◎議会議員協議会

平成十九年十二月六日
第四回定例会提議議案の協議を行なう。

◎財産区議会

上板町大山財産区議会
(第一回定例会)
平成二十年二月十九日
上板町神宅財産区議会
(第一回定例会)
平成二十年二月二十八日

八坂クラブの環境美化奉仕

環境美化奉仕団体「上板八坂クラブ」(会長 上原末廣氏)の会員が十二月十二日町内の上板あおば園・さくら保育所で餅つきを開催しました。つきたての餅は大好評でした。この餅つきにかかった餅米代は八坂クラブの会員が、ポイ捨てなどで町内の道路等に散乱しているアルミ缶を集め餅米代に充てました。また、十二月二十日には河川等に不法投棄が後を絶たない現状をみかねた当クラブの自主的

な活動で、一昨年、去年に引き続き不法投棄禁止を呼びかける「のぼり」を大山谷川沿いと宮川内谷川沿いに設置しました。当クラブの活動は、不法投棄の禁止を呼びかけるとともに、道路や河川を美しくする為に、ゴミ集めをしてその収益金で餅米代などを捻出して、町の人たちに還元する活動を行っています。



さくら保育所で餅つき



不法投棄はやめましょう



★★★ 自主防災組織を作ろう！ ★★★

阪神大震災のような大地震から自分や家族の命を守るためには、さまざまな災害発生に備え、普段から十分な対策を講じておくなくてはなりません。しかし、ひとたび大地震が発生すると、災害



の拡大を防ぐためには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合があります。このような時、毎日顔を合せている隣近所の人達が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組む必要があります。



災害発生時はもちろん、日頃から地域の皆さんが一緒になって防災活動に取り組むための組織、これが「自主防災組織」です。

自主防災組織結成率（H19.3.31 現在）
2支部／140支部 約0.1%



自主防災組織結成率（H20.4.1 現在）
61支部／140支部 約58%

あなたの自治会は結成しましたか？

結成に関するご相談は………上板町役場 総務課（TEL 088 - 694 - 6801）まで

注：結成率は結成世帯÷全世帯×100%で計算しています。

消防団出初式

平成二十年上板町消防団出初式が、一月十四日（月）に「農村環境改善センター」で盛大に行われました。
晴れの表彰を受けられたのは次の方々です。
（順不同、敬称略）

徳島県知事表彰

第4分団
分団長 坂東正晃

徳島県消防協会会長表彰

■功績章

第五分団
分団長 高田浩之

■精績章

第一分団
団員 榎本浩章

第三分団
前分団長 佐藤貴

板野地方分会会長表彰

第一分団
団員 佐藤直弘

第二分団
団員 廣瀬浩平

第三分団
団員 武田泰信

第四分団
団員 小賀野靖史

板野警察署長表彰

第一分団
副分団長 益田康史

第二分団
副分団長 安藝利博

第三分団
分団長 三好浩行

上板町長表彰並びに感謝状

■町長表彰
第二分団
班長 高原茂樹

第三分団
団員 岸本芳仁

第四分団
団員 西崎崇史

第五分団
団員 平野功三

第六分団
団員 菊地将徳

■内助の功感謝状

多田佳代

■消防団協力事業所感謝状

（有）こんどう 小賀野靖史

■消火協力者等感謝状

上板町七條字栗ノ木二四一 岡本清夫
上板町七條字大辻一六二 七條定夫

■ 消防団員募集 ■

自分たちのまちは自分たちで守る！

地域の防災のためにあなたの“チカラ”を発揮してみませんか？

上板町では消防団員を募集しています。消防団に興味を持たれた方や参加してみたいと思われる方は、下記までお問い合わせください。

上板町役場 総務課 消防係 TEL 694 - 6801



第二分団 団員 吉田正人
第三分団 団員 入山大輔
第四分団 団員 本城守
第五分団 団員 安藝靖司
第六分団 団員 多田光貴

上板町消防団長表彰

■火災予防ポスター優秀賞
神宅小学校 脇高 浩平
東光小学校 市川 且夏
松島小学校 岡 川 也
高志小学校 岡 川 也

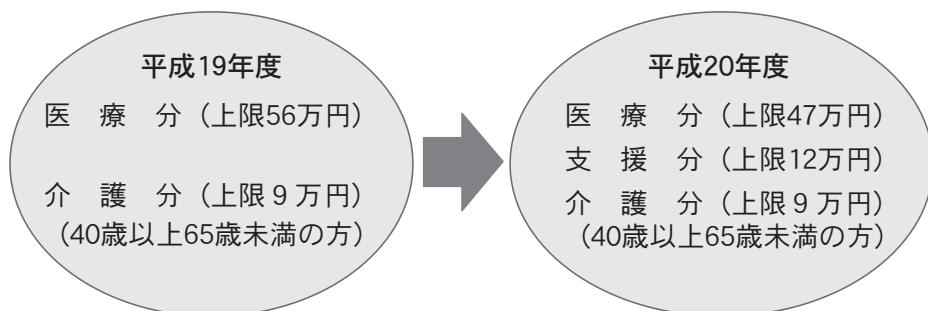
平成20年度より国民健康保険の制度改正に伴い 保険税の内訳が変わります。

現在国民健康保険税の内訳として医療分(上限56万円)・介護分(上限9万円(但し45歳以上65歳未満の方のみ))だったものが、平成20年4月より75歳以上の方が後期高齢者医療保険に移行されるに伴い新たに後期高齢者支援分が追加される事となりました。内訳といたしましては、医療分(上限47万円)・介護分(上限9万円(但し45歳以上65歳未満の方のみ))・後期高齢者支援分(上限12万円)となります。

なお世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯については、下記条件に該当する方のみ世帯主の受給されている年金より特別徴収が開始される事となります。

*特別徴収とは・・・支給される年金から保険税を差し引いて納めていただくこと

国民健康保険税



年金から徴収される方

① 世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること

世帯主が会社の健康保険や共済組合の加入者、75歳以上で後期高齢者医療制度の加入者である場合は該当しません。

② 世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上75歳未満であること

[世帯内に65歳未満の方がいる場合]

65歳未満の国保の被保険者の方がいる場合 → 該当しません

65歳未満の方全員が会社の健康保険、共済組合の加入者である場合 → 該当します

[世帯内に75歳以上の後期高齢者医療制度の加入者がいる場合]

75歳以上の方が世帯主となっている場合 → 該当しません

75歳以上の方が世帯主となっていない場合 → 該当します

③ 特別徴収の対象となる年金の金額が18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと

70歳～74歳の国民健康保険の加入者の方へ

医療制度改革により、平成20年4月から窓口負担が1割負担の方が2割負担へとすることとされていましたが、平成20年4月から平成21年3月までの1年間、1割に据え置かれます。

平成20年4月より特定健診・特定保健指導が始まります

このたびの医療制度改革で、各医療保険者に「高齢者の医療に関する法律」に基づき40歳から74歳までの国民健康保険被保険者、被扶養者への糖尿病等の生活習慣病に着目した、健診・保健指導を行うことが義務づけられましたので、受診券並びに受診の受入ができる医院等のご案内を詳細が決まりしだい国民健康保険加入者の方に、ご連絡させていただきます。

「国民健康保険被保険者証」の更新について

国民健康保険に加入の皆様、保険証の更新はもうお済みですか。現在の保険者証の有効期限は平成20年3月31日になっております。更新していない保険証で平成20年4月1日以降お医者さんにかかりますと全額自己負担となりますので、更新がまだお済みでない方は、必ず更新してください。尚、現在国民健康保険税を納め忘れなど未納になっていると思われる皆様は確認後至急納付いただき納付後保険証の更新にお越し下さい。直ちに納付できない場合は納付相談を行っていますので役場税務課へお越し下さい。

●お問い合わせ● 税務課 国民健康保険係 ☎694-6807

4月から後期高齢者医療制度が始まりました

後期高齢者医療制度が始まることに伴い、各種の申請や届出の受付は、
福祉保健課後期高齢者医療担当窓口で行います。

◎ 資格について

75 歳以上の高齢者の方と、65 歳から 75 歳までの障害認定を受けられている方です。

◎ 被保険者証について

被保険者証は、一人に一枚交付します。

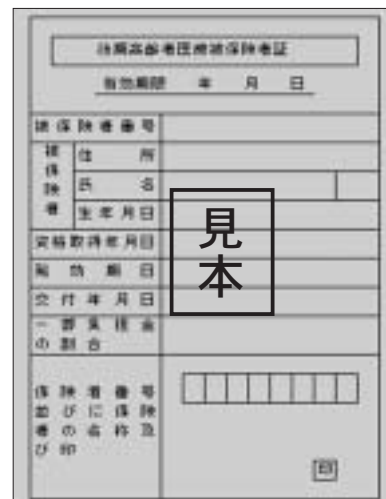
【平成20年 3 月31日まで】

「老人医療受給者証」とそれぞれの「健康
保険被保険者証」の 2 枚を病院などで提示



【平成20年 4 月 1 日から】

「後期高齢者医療被保険者証」
(りんどう色) 1 枚を病院などで提示



◎ 平成 20 年 3 月下旬に転入・転出等で異動があった方へ

前住所地から送られた被保険者証は使用できませんのでお手数ですがご返却下さい。新しい住所地から送られる被保険者証等をご使用下さい。その場合 4 月に届く場合がありますので、ご了承ください。

◎ 保険料について

保険料＝被保険者均等割額（40,774 円）＋所得割額（7.43％）

原則として平成 20 年 4 月分の年金から天引きが開始されます。天引きされない方は 8 月からの納付書で納めます。

◎ 保険料徴収の凍結について

後期高齢者医療制度に切り替わる直前に、国保以外の健康保険で被扶養者になっていた方の保険料は、平成 20 年 4 月から 9 月までは徴収されず、10 月から平成 21 年 3 月分までは 9 割減額された金額となります。

具体的なお支払い方法については、9 月下旬頃に、お知らせする予定です。

◎ 病院などにかかるとき

病気やけがで診療を受けるときは、医療費の 1 割（現役並み所得者は 3 割）を窓口で支払います。

【お問合せ先】 上板町福祉保健課 電話 088-694-6810

平成20年4月からの国民年金保険料

平成20年度の国民年金保険料は 月額14,410円
(平成19年度保険料月額14,100円から、310円引き上げ)

便利でお得な口座振替がおすすめです！

■平成20年度国民年金保険料 納付額早見表(現金納付・口座振替比較)

平成20年度	1ヶ月分		6ヶ月分		1年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付(納付書による現金納付及び翌月末振替の口座振替)	14,410円	—	86,400円	—	172,920円	—
毎月振替【早割】 (当月末振替の口座振替)	14,360円	50円	86,160円	300円	172,320円	600円
6ヶ月前納(現金振替)	—	—	85,760円	700円	171,520円	1,400円
6ヶ月前納(口座振替)	—	—	85,480円	980円	170,960円	1,960円
1年前納(現金振替)	—	—	—	—	169,850円	3,070円
1年前納(口座振替)	—	—	—	—	169,300円	3,620円

口座振替のお申し込みは

「国民年金保険料口座振替納付書(変更)申出書」により、金融機関、またはお近くの社会保険事務所へお申し込み下さい。

(注1) 口座振替での前納の下期6ヶ月分(10月分～翌年3月分)お申し込みの締切日は8月末までです。

(注2) すでに口座振替で前納されている方(引き続き1号被保険者である方)は、毎年お申し込みしていただく必要はありません。

納付する場所は

4月に送付される「国民年金保険料納付案内書」を使用して、お近くの金融機関、コンビニエンスストア(一部不可)、社会保険事務所などで納付できます。

(注) 1年度分・6ヶ月分以外でも、現金によりご希望月から翌年3月までの前納も可能です。

クレジットカード納付を導入しました

平成20年2月より、クレジットカードによる国民年金保険料の納付が可能になりました。クレジットカード納付は被保険者ご自身から事前にお申し込みいただき、以後、継続的にクレジットカード会社が社会保険庁に立替納付を行うものです。(クレジットカードを提示され、直接納付いただく方法ではありません。)クレジットカード納付を希望の場合は、社会保険事務所へお申し込み下さい。

(注1) クレジットカード納付では口座振替による毎月振替(早割)は適用されません。

(注2) 6ヶ月前納・1年前納の割引額は現金納付の割引額となります。

住民基本台帳法・戸籍法の一部改正に伴う本人確認等のお願い

住民基本台帳法及び戸籍法の改正に伴い、5月1日から上板町では、住民票の写し等の交付・戸籍(除籍)謄本の交付請求に際し、窓口に来庁された方の本人確認を運転免許証等でさせていただきます。

また、請求者が本人の代理人及び戸籍等に登載されていない方などの場合には、本人からの委任状及び請求理由等について確認させて頂くとともに、窓口に来庁された方の本人確認等も併せてさせていただきます。

なお、詳細等につきましては、住民課(TEL 694-6809)までお問い合わせ下さい。

「ねんきん特別便」を受け取られた方へ

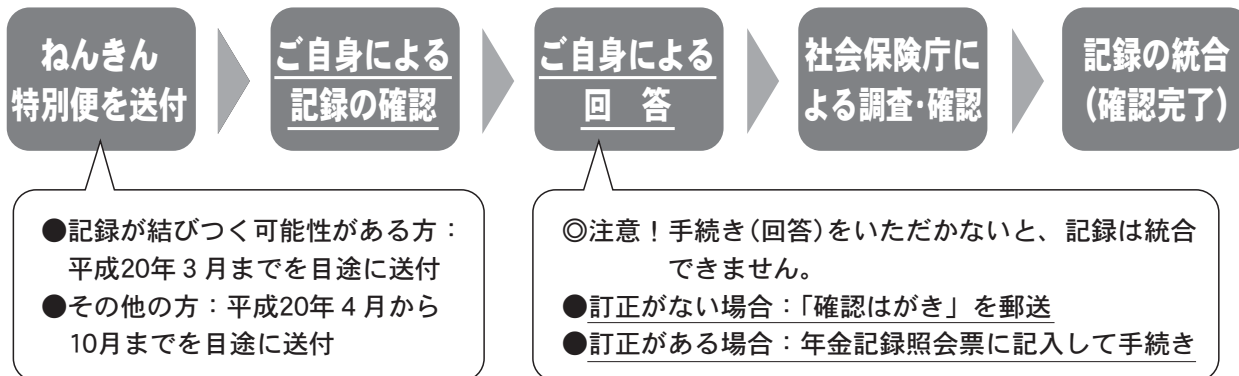
～ご自身の年金記録の確認をお願いいたします～

社会保険庁では、基礎年金番号に結びついていない約5,000万件の記録について、平成19年11月からコンピューターによる名寄せ作業を開始し、その結果、皆様の基礎年金番号の記録と結びつく可能性のある記録が出てきた方に、昨年12月から本年3月までの間「ねんきん特別便」を順次お送りしております。

ご本人様のご確認及び手続きを経て、はじめて記録が結び付くことができます。

お手順をお掛けいたしますが、お手元に届きました「ねんきん特別便」により、ご自身のお勤め先などの欄に記載もれがないか、また、資格取得年月日・資格喪失年月日の誤りがないかなどを十分に確認の上、必ず手続きくださいますようお願いいたします。ご不明な点などがございましたらお近くの社会保険事務所までご相談ください。

「ねんきん特別便」と記録統合までの流れ



【お問い合わせ】 徳島北社会保険事務所 徳島市佐古三番町12-8 ☎088-655-0220

年金制度改正

平成20年4月から実施される改正内容について

離婚時の第3号被保険者期間の厚生年金の分割制度

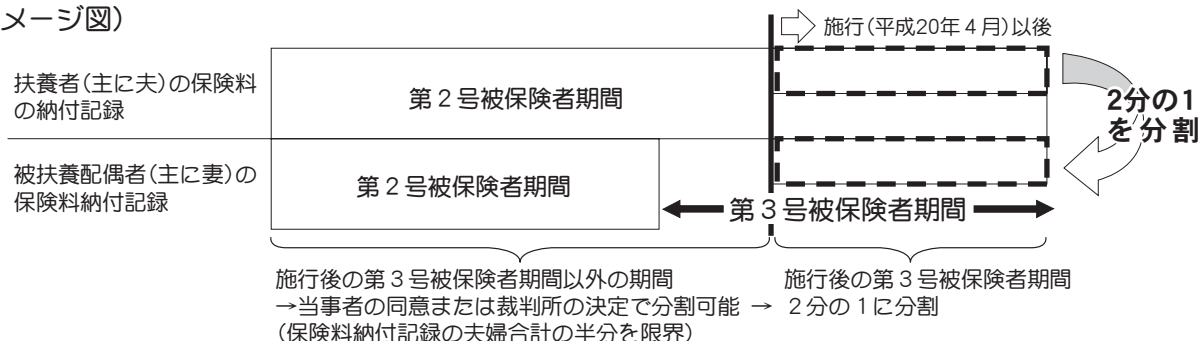
- 平成20年4月1日以降の第3号被保険者期間(注1)については、離婚をした場合に、当事者一方からの請求により、第2号被保険者の厚生年金の保険料納付記録を自動的に2分の1に分割(注2)することができます。

(注1) 事実婚関係にある方の第3号被保険者期間についても、分割の対象になります。

(注2) 平成20年4月1日以前の第3号被保険者期間については、離婚をしても自動的に2分の1に分割することはできませんが、当事者間の合意又は裁判所の決定により按分割合をさだめれば、分割することができます。

- 分割の効果は、平成19年4月施行の離婚時の厚生年金の分割と同じです。

(イメージ図)





いちょう家族会定例会について



いちょう家族会ってごぞんじですか？

この会は、上板町内に住む精神障害者の親の会です。

家族同士が、思いを語り分かち合う家族の会です。心の病にいつ誰が病むかもわかりません。心の健康がそこなわれている人が、100人に1人いるといわれています。また、その方達のなかには、職場や家庭での悩みをかかえている方もいます。

家族同士がお互いの思いを語ったり研修会やレクリエーションを実施し親睦を深めています。また、地域活動を通して障害者への正しい理解を求めています。

2月24日日曜日定例会が開催されました。11名の方が「今悩んでいること何でも相談！」ということで地域活動支援センターことじ 施設長 橋本 行子氏、上板町社会福祉協議会 事務局 長 板東 美代子氏にアドバイスを頂きました。平成20年4月から次の日程でいちょう家族会の定例会を開催いたします。

日 時 毎月第1木曜日 午後1時30分～3時

場 所 西老人集会所

連絡先 電話694-6810 福祉保健課 保健師 まで



●●● 納期のお知らせ ●●●

税務課より町税の各納期のご案内をいたします。
納期内に納付していただきますよう、よろしくお願いいたします。

納 期 表

税 目	期別	納 期
軽自動車税	全期	5月1日から6月2日
町 県 民 税	1期	6月1日から6月30日
	2期	10月1日から10月31日
	3期	1月1日から2月1日
固 定 資 産 税	1期	7月1日から7月31日
	2期	9月1日から9月30日
	3期	12月1日から12月25日
国民健康保険税	1期	7月1日から7月31日
	2期	9月1日から9月30日
	3期	10月1日から10月31日
	4期	12月1日から12月25日
	5期	1月1日から2月2日

軽自動車税の納期は、5月1日から6月2日までです。納期限内に納めましょう。

〔軽自動車税納税通知書は、1台に1枚宛発送します。督促状を発した場合は、1台につき督促手数料100円徴収いたします。納め忘れのないようご注意ください。〕

手話奉仕員養成講座(基礎課程) 受講生募集

聴覚障害者の社会参加を支援するため、日常生活に必要な基礎的な手話を学んでみませんか？

○日 時 平成20年5月24日～12月13日の
毎週土曜日

13時30分～15時(予定) 全30回

○場 所 福祉ホームリズム

藍住町矢上字安任56-5

○対 象 上板町在住で手話奉仕員養成講座
(入門課程)修了者

※応募者多数の場合、平成19年入門
課程修了の方を優先

○定 員 20名

○受 講 料 無料(テキスト代のみ実費負担)

○申込方法 電話・FAXにてお申込みください。

【お申込み・お問合せ】

社会福祉法人 凌雲福祉会
障害者生活支援センター凌雲
担当 三橋・多智花
TEL 088-693-1117
FAX 088-692-6776





みなさんに お願い

もし、差別落書きを発見したら

- ① 消去しないでください。
- ② すぐに連絡してください。

連絡先

かみいたちょうきょういくいんかい
上板町教育委員会

(TEL 694-6814)

かみいたちょうじんけんか

上板町人権課 (TEL 637-6301)

とくしまけんきょういくいんかいじんけんきょういくか
徳島県教育委員会人権教育課

(TEL 621-3157)

とくしまけんじんけんか

徳島県人権課 (TEL 621-2187)

- ③ 落書きを白い紙などで覆ってください。

上板町・上板町教育委員会・上板町人権教育
推進協議会・徳島県・徳島県教育委員会

上板町奨学資金貸与者募集について

○対象者

上板町内に住所がある人の子弟で、
経済的理由により修学困難な人
高校生（10名以内）
中学生（5名以内）

○募集期間

4月1日(火)～4月30日(水)

詳しくは、上板町教育委員会
電話 694-6814 までお問い合わせください。

「まなびの達人・あそびの達人」に認証!

去る2月16日(土)東京の国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて認証式があり、市川富美子さん(七條)と鈴江弘美さん(上六條)が「まなびの達人・あそびの達人」として認証されました。

生涯学習1級インストラクターであるお二人は都道府県市町村教育委員会や生涯学習センター、青少年教育施設、企業や団体が行う各種公演会や公開講座などで指導・助言・支援活動をそれぞれの依頼に応じて行っています。生涯学習推進者としての今後ますますの活躍を期待しております。

特別職国家公務員(自衛官)受付案内

募集種目	資格	受付期間	試験期日	試験会場
幹部候補生 (男女)	20歳以上26歳未満 (1) 22歳以上は学歴等不問 (2) 22歳未満は大卒(見込含) (3) 大学院の場合は28歳未満(見込含)	4月1日～5月上旬	1次: 5月中旬 2次: 6月中旬 (一次合格者のみ)	松茂町の 自衛隊基地
任期制自衛官	男子 女子	18歳以上27歳未満	年間を通じて行っております。 下記事務所までお問い合わせ下さい。	受付時にお知らせします。 受付時にお知らせします。

※お問い合わせや資料請求は、鳴門地域事務所まで (TEL: 685-5306)

上板町内女子 バレーボール大会

上板町バレーボール協会主催による平成十九年度上板町内女子バレーボール大会が、平成二十年二月十七日(日)上板町農村環境改善センターにおいて、町内四チームが参加し開催されました。

大会当日の試合内容は、熱戦が続き、中でも、攻守のバランスに優れた「上板クラブ」が安定した試合運びで優勝されました。

大会の成績結果は、次のとおりです。

- 優勝 上板クラブ
準優勝 高志ラディッシュ
第三位 東光レディース
第四位 オリーブ



第七回町内スポーツ少年団 駅伝大会

次代を担うスポーツ少年団員の健全育成と交流を図る目的で、第七回上板町内スポーツ少年団駅伝大会が、上板町体育協会・体育指導委員連絡協議会・上板町ライオンズクラブ・上板町スポーツ少年団及び上板町教育委員会主催により、二月二十三日(土)上板町老人福祉センター周辺コースにおいて、女子チームの部(一・六km×六区間)と男子チームの部(一・六km×九区間)に合わせて七チームが参加し開催されました。

当日は、小雨が降り風も強かったのですが、選手たちは指導者や保護者、チームメイトからの温かい声援に背中を押され、見事全チームが最後まで「たすき」をつなぎ、ゴールしました。成績は次のとおりです。



☆女子チームの部

優勝 高志フレンズA
タイム 四十五分七秒
準優勝 高志フレンズB
タイム 五十一分四十五秒

☆男子チームの部

優勝 松島スポーツ少年団Aチーム
タイム 五十六分三十一秒
準優勝 高志スポーツ少年団
タイム 五十八分二十五秒

第三位 上板サッカー
スポーツ少年団
タイム 一時間五十六秒

◇女子区間賞

岡本 ひかる
(高志フレンズ)
タイム 七分三秒

◇男子区間賞

安崎 太一
(松島スポーツ少年団)
タイム 五分三十九秒



町内卓球大会

平成十九年度町内卓球大会が、二月二十四日(日)上板町農村環境改善センター「多目的ホール」において開催され、町内の卓球愛好者約五十名が参加し、小学生の部・一般の部・団体の部にと熱戦が繰り広げられました。成績は次のとおりです。

◇個人戦

小学生女子の部

優勝 船戸 綾香
準優勝 新居美紗希
第三位 佐藤 美優

小学生男子の部

優勝 白川 瑛一
準優勝 長坂 克己
第三位 熊野 康太

一般女子の部

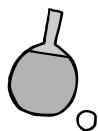
優勝 吉平美智子
準優勝 南城満佐子
第三位 松野 由季

一般男子の部

優勝 小田 桂司
準優勝 眞鍋 健一
第三位 鳥羽 秀明

◇団体戦

優勝 上板クラブA
準優勝 上板クラブB
第三位 上板中学校
男子卓球部A



体育行事のご案内

▽春季ナイターソフトボール大会
四月中旬開催予定

▽町内女子バレーボール大会
五月中旬開催予定

▽町内小学生バレーボール大会
六月上旬開催予定

(なお、詳細については、町教育委員会までお問い合わせください。)

上板町体育功労者・スポーツ優秀者(団体)表彰

去る二月十七日(日)上板町

役場・中央公民館において、本町スポーツ界における功労、活躍を称え、上板町体育協会より平成十九年度体育功労者、スポーツ優秀者(団体)の表彰式が行われました。

受賞者(団体)は次のとおりです。

◇体育功労者

多田 堅次

(上板町ゲートボール協会)

濱 守一

(上板町ゴルフ協会)

栗飯原 逸男

(上板空手道スポーツ少年団)

辰 己 寛治

(上板町バレーボール協会)

北 池 強

(松島スポーツ少年団)

森 幸司

(上板町体育協会審判部)

松島スポーツ少年団

◇スポーツ優秀者

松 永 郁歩

(板野町柔道教室)

松島小学校

籠 谷 幸真

(少林寺拳法鍛冶屋原支部)

松島小学校

井 上 知之

(少林寺拳法鍛冶屋原支部)

松島小学校

瀬 尾 昌大

(少林寺拳法鍛冶屋原支部)

松島小学校

宮 本 総司

(少林寺拳法鍛冶屋原支部)

松島小学校

関 戸 竜二

(上板中学校柔道部)

中 村 剛

(上板中学校相撲部)

森 一馬

(上板中学校陸上部)

池 田 竜貴

(上板中学校相撲部)

◇スポーツ優秀団体

松島スポーツ少年団

家長 宜孝・百々 諒

安 崎 太一・生田 知行

大久保信弥・西岡 貴成

高原 克典・井内 希

三宅 智也・長濱亜瑠馬

秋山満紗斗・高原 尚吾

安 崎 準・百々 慶

久 野 海平・高田 浩平

岩 田 大樹・鎌田 航平

井 内 聖・梶田 雄大

上板中学校相撲部

中 村 剛・池田 竜貴

上板クラブ

辰 己 文代・平野シマコ

板 東 孝子・郡 初美

梶 田 恭子・村部 久美

元 木 早苗・東 美佐子

三橋 真弓・安原 喜子
佐野 典子・米原 深雪
田村 芳江・岡部 亮子
高橋 幸子



>>> ご 存 知 で す か <<<

交通遺児等へ育成資金貸付け

※義務教育終了まで育成資金が**無利子**で借りられます

●対象者

自動車事故により死亡または重度後遺障害者となられた方の0歳から中学校卒業までのお子様

●貸付金額

一時金 155,000 円
毎月 20,000 円
入学支度金 44,000 円

●返済期間

中学校卒業後20年以内
(高校・大学等に進学する場合は、卒業まで猶予)

重度後遺障害者へ介護料支給

●対象者

自動車事故が原因で、脳・脊髄または胸腹部臓器を損傷し重度の後遺障害を持つため、常時または随時の介護が必要な状態である方

●支給金額

①常時の介護が必要な方のうち、「重度後遺障害診断書」で症状が「最重度」と認められた方

月額 68,440 円～136,880 円

②上記①以外で常時の介護が必要な方

月額 58,570 円～108,000 円

③随時の介護が必要な方

月額 29,290 円～54,000 円

詳しくは・・・ 独立行政法人 自動車事故対策機構 徳島支所
〒770-0003 徳島市北田宮2丁目14番50号(徳島県トラック会館2階)
TEL (088)631-7799



地球温暖化対策



上板町地域新エネルギー・省エネルギービジョンが策定されました

上板町において町施設をはじめ一般家庭からもエネルギー消費量は年々増加しています。また、現在のエネルギー事情においても原油価格が高騰するなど残り少ない化石燃料を使い続けるには、限界があります。そこで、抜本的なエネルギー削減の施策と地域資源を新しいエネルギーという視点で見直していくことが必要になってきました。今回、エネルギーの賦存量・可採量を調査し、上板町において有効であるエネルギー施策の方向性を明らかにした「上板町地域新エネルギー・省エネルギービジョン」を策定しました。

エネ博 2008 in 四国 (エネルギー & エコロジー博覧会)

2月2日・3日アスティ徳島で、エネ博 in 2008 が開催され、イベント中の新エネ教室に徳島県内の小学校の中から、わが町の神宅・東光・松島・高志小学校の4年生92名の児童が参加しました。



ミニ風力発電装置と充電式ミニカーを使い、新エネルギー導入の重要性について次世代を担う小学生に理解してもらいました。

地球温暖化対策実行計画の 温室効果ガス(CO2)総排出量結果報告

平成12年度に策定しました「上板町地球温暖化対策実行計画」により平成11年度基準で平成17年度の温室効果ガス(CO2)総排出量を2.0%削減する目標の計画でありました。

平成18年度調整後の最終集計結果、-1.56%の削減となりましたので報告します。

温室効果ガス(CO2)排出量比

平成11年度 906,918.9 kg	→	平成17年度 892,793.9 kg
- 1.56% (- 14,125kg)		



浄化槽設置整備事業補助募集(単独浄化槽・汲み取り槽の撤去費補助含む)

上板町では、家庭からの生活排水浄化と水質保全を目的として平成7年度より実施しております浄化槽設置整備事業補助の募集を本年度も実施します。

この事業は、合併処理浄化槽(生活雑排水とし尿を処理)を設置する方に、その費用の一部を補助する補助金制度です。

○補助の対象となる地域

全町(但し、上板町農業集落排水事業対象地域を除く。)

○補助の対象となる方

補助対象地域において、居住目的の一般住宅で合併処理浄化槽(10人槽までを補助)を個人で設置し、平成21年3月31日までに完成する方。

○補助金額

5人槽 258,000円(住宅延べ面積130㎡以下)
6～7人槽 318,000円(住宅延べ面積130㎡超)
8～10人槽 423,000円(2世帯住宅)

○単独浄化槽・汲み取り槽の撤去費補助金額(設置整備補助を受けられる方のみ)

単独浄化槽撤去費補助金(使用開始20年以内のもの)	撤去費の1/3	上限30,000円
汲み取り槽撤去費補助金	撤去費の1/3	上限32,000円

以上、予算の範囲内で設置基数を決定しますので、補助申請される場合は、役場環境保全課窓口にある「浄化槽設置整備事業補助金交付希望届」に必要事項を全て記入し、申請して下さい。

○受付期間

毎月希望届を受付し、毎月末日に締め切り、該当者に内示します。
(午前8時30分より午後5時まで土・日曜日は除く。)

希望者多数により予算範囲をこえる場合は、抽選とさせていただきます。

●問い合わせ先●

環境保全課

TEL 694-6813

浄化槽設置後の法定検査について

浄化槽を設置しますと、法定検査を受けることが義務づけられます。

法定検査とは、浄化槽法により第7条、第11条の2種類があり詳しい内容は右の表のようになっております。

※平成18年2月1日に施行された浄化槽法の改正により、法第7条及び法第11条の未受検者に対し、徳島県知事が指導、勧告及びこれに係る措置を命令することが出来ることになりました。この命令に違反した場合は、30万円以下の過料に処せられることもありますので、ご注意ください。

法定検査	法第7条検査	法第11条検査
検査の目的	設置工事が適正に行われているか否かを検査します。	保守点検や清掃業務が適正に行われているか否かを検査します。
検査の実施時期	新たに設置された浄化槽が使用開始後3ヶ月から8ヶ月の間に検査を受けます。	年1回すべての浄化槽が検査を受けることになります。
検査結果の措置	不備のある項目については管轄の行政機関により管理者又は業者に対し指導が行われる場合があります。	
検査手数料(5～10人槽)	9,000円	5,000円
検査機関及び問い合わせ	(株)徳島県環境技術センター 〒770-8001 徳島市津田海岸町2-33 TEL 088-636-1234(代) FAX 088-636-1122	

吉野川・那賀川合同水防演習のお知らせ

水防演習は、洪水被害等を防止するため、関係機関が密接な連携のもとに「水防工法の習得、情報の伝達、人命救助」を中心とした訓練を行うものです。また、当日は降雨体験等の体験コーナーもありますので是非、ご参加下さい。

- 日時：平成20年5月25日(日) AM 9:00～12:00(雨天決行)
- 場所：一級河川 吉野川水系吉野川
徳島市住吉4丁目地先(吉野川大橋下流 南岸河川敷)
- 共催：国土交通省四国地方整備局、徳島県、吉野川下流水防連絡会、那賀川水防連絡会
- 吉野川・那賀川合同水防演習の主な内容
 - 水防訓練
(河川巡視、情報伝達、水防工法、上空からの被災調査など)
 - 避難訓練
(水没ドアの開閉、家庭でできる水防工法、水中歩行、避難勧告、食糧供給など)
 - 人命救助訓練
(ヘリコプター・舟艇による救助及び応急手当)
 - ライフライン復旧訓練
(電力、電話の復旧)

みんなで参加しよう 体験コーナー

- 地震体験
- 降雨体験
- ロープワーク講習
- 水防工法体験
- 3D土石流シアター
- 土のう作り体験
- 水没ドア体験
- 水中歩行体験
- 家庭でできる水防工法



お問い合わせ先

- 国土交通省 四国地方整備局
徳島河川国道事務所 河川管理課
TEL (088) 654-9266
- 徳島県 県土整備部 河川課
TEL (088) 621-2571

水道課よりお知らせ

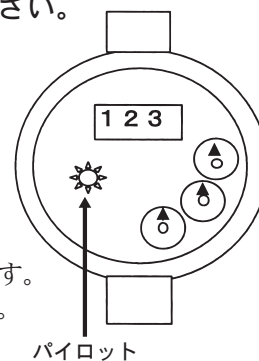
◎宅内漏水の見つけ方について

次のようにしていただきますと水漏れがわかります。

- ①まず、家中の蛇口を全部閉めて下さい。
- ②次にメータボックスのふたをあけてメータ器を見て下さい。銀色か赤色のコマのようなかたちのもの(パイロット)が、あるのかわかるかと思います。
- ③もしパイロットが回っていましたら、家のどこかで水が漏れています。

※常に水道メーターを見て、使用水量を把握してください。宅内漏水の早期発見になります。
※漏水してありましたら、個人負担でお近くの水道工事店等に依頼して修理してください。

■お問い合わせ先 上板町役場 水道課 TEL 088-694-6817



パイロット

徳島県からののお知らせ

徳島県では、(社)徳島県建築士事務所協会に委託して建築物耐震相談所を開設しております。お気軽にご利用ください。

(県土整備部建築開発指導課 電話088-621-2604)

【建築物耐震相談所】

- 場所 (社)徳島県建築士事務所協会
〒770-0931 徳島市富田浜2丁目10
(徳島県建設センター5F)
電話 088-652-5862
- 時間 毎週水曜日の午後1時から5時まで
(受付は4時半まで)
- 建物の耐震性能向上に向け、(社)徳島県建築士事務所協会の一級建築士が耐震診断や改修をアドバイスします。
- 建物の間取り図等をご持参ください。
- 相談は無料です。
- 予約が必要ですので、お申し込み・お問い合わせは、(社)徳島県建築士事務所協会までお願いします。

Q

裁判員制度とは どのような制度ですか？

よくわかる！ 裁判員制度



そして裁判員制度の…

ふーん

でもあたし達にはあまり関係ないことよねー

いいえ！ あなたも裁判員に選ばれる可能性はあるんですよ！

えっ？！

そうなの？ ニュースや新聞だけの世界だと思ってたけど

いえいえ

そもそも裁判員制度ってどんなものなのかしら？

皆さんに参加していただくことで裁判をより身近に感じていただき、わかりやすい裁判の実現を通して司法への信頼が高まっていくことが期待されているんですよ

そうなのね！

A

裁判員制度は国民の皆さんに 裁判に参加していただく制度です。

裁判員制度は、個別の事件について、国民の皆さんから選ばれた6人の裁判員の方に、刑事手続のうち地方裁判所で行われる刑事裁判に参加してもらい、3人の裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを決めてもらう制度です。裁判員制度では、裁判の進め方やその内容に国民の視点、感覚が反映されますので、その結果、裁判全体に対する国民の理解が深まり、裁判がより身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくことが期待されています。

身近なことなのねえ

法テラス設立2周年記念

無料法律相談会

4月10日は法テラスの日。それを記念して無料法律相談会を実施します。

【日時】 平成20年4月10日(木)
午後1時00分～午後4時00分

【場所】 徳島市新蔵町一丁目31番地
徳島弁護士会5階

【相談資格】

以下の資力要件に該当する方が相談を受けることができます。

収入等が一定額以下であること（手取月収等）

単 身 者	182,000 円以下
2 人 家 族	251,000 円以下
3 人 家 族	272,000 円以下

【お問い合わせ】

ご予約が必要です。

予約空き状況や資力要件など、お気軽にお問い合わせください。

法テラス徳島 電話：050－3383－5575

なお、受付時間は午前9時から午後5時まで

2009年1月、上場会社の株券が 電子化されます!!

- 株券電子化により、上場会社の株券は無効となり、株主の権利は証券会社などの金融機関の口座で電子的に管理されます。
- お手元の株券が本人名義になっていない場合は、電子化により株主としての権利を失うおそれがありますので、株券電子化の実施前までに名義書換が必要です。

電子化に関するお問い合わせは下記まで。

日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター
03－3667－4500（平日9：00～17：00）

人事異動	福祉保健課 主幹 松本和子 (十二月二十四日付退職者)	建設課 長 松本泰永 (二月一日付異動者)	住民課 長 森 静男 (環境保全課課長)	環境保全課 長 安 喜 滋 (住民課課長)	人権補佐 福田 幸司 (税務課課長補佐)	税務課 主 務 森 村 和 寛 (人権課主事)
------	-----------------------------------	-----------------------------	----------------------------	-----------------------------	----------------------------	-------------------------------

保健行事予定表 4 月～6 月

I. 健康相談・健康教育

月／日	時 間	場 所	内 容	担 当
4／1	10：00～11：30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師・理学療法士
5／13	10：00～11：30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師
6／17	10：00～11：30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師・理学療法士

II. 健康診査

平成 20 年 4 月から基本健診が変わります。
これまで町が住民の方を対象に実施していた「基本健康診査」が平成 20 年 4 月からは「特定健康診査」として医療保険者が行います。住民の皆さんには、ご加入の各医療保険者の案内に従って受けていただくようになります。

	平成 19 年度まで	平成 20 年 4 月から	
実 施 主 体	上板町	医療保険者	* 平成 20 年 4 月 1 日から後期高齢者医療の被保険者になる方（75 歳以上の方、65 歳以上 75 歳未満で一定の障害がある方）の健康診査は「徳島県後期高齢者医療広域連合」が行います。健診は直近 1 年間で病院にかからなかった被保険者を対象に行います。該当者には徳島県後期高齢者医療広域連合から「健康診査受診券」が届きます。詳しくは徳島県後期高齢者医療広域連合にお問い合わせ下さい。 徳島県後期高齢者医療広域連合 事業課 電話（088）677－3666 * これまで老人保健法により市町村が実施していた各種がん検診、肝炎ウイルス検診は、平成 20 年 4 月から健康増進法により引き続き市町村で行います。
対 象	上板町に住所のある住民	医療保険に加入している被保険者と被扶養者（家族）	
対 象 年 齢	40 歳以上	40 歳から 74 歳	
健診の名称	基本健康診査	特定健康診査	
健診の目的	生活習慣病の早期発見・早期治療	メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）該当者・予備軍の方など生活習慣病予防のための保健指導を必要とする方を抽出する健診	

III. 乳幼児健康診査

1. 乳児健康診査

月／日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
4／17 6／19	13：30～14：15	農村環境改善センター	問診・身体計測・内科 診察・育児相談	平成 19 年 5 月・6 月 11 月・12 月生の乳児 平成 19 年 7 月・8 月・平成 20 年 1 月・2 月生の乳児

2. 1 歳 6 カ月児健康診査

月／日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
5／8	13：00～13：30	農村環境改善センター	問診・身体計測・内科・歯科診察・歯科 相談・栄養・育児・発達相談・聴力検査	平成 18.9.1～ 平成 18.11.30 生

3. 3 歳児健康診査

月／日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
4／14	13：00～13：30	農村環境改善センター	問診・身体計測・尿検査・内科・歯科診 察・歯科相談・栄養・育児・発達相談	平成 16.11.1 生～ 平成 17.1.31 生

IV. 予防接種

平成 19 年 4 月 1 日から「徳島県予防接種広域化」が実施されております。
これにより、上板町内の医療機関に加えて、町外にかかりつけ医があるなど、町外医療機関での個別接種ができるようになりました。

中学 1 年生と高校 3 年生の年齢の方の麻疹風疹混合予防接種がはじまります。
昨年、麻疹が学生に流行しました。麻疹排除計画に基づき平成 20 年度から平成 24 年度の 5 年間、中学 1 年生と高校 3 年生の年齢の方が定期予防接種の対象になりました。
予防接種の対象者には、個人通知をいたしますので、通知が届いたら保護者の方は医師と相談をして接種計画を立てて受けましょう。

集団接種……ポリオ
個別接種……ＢＣＧ・百日咳ジフテリア破傷風混合・ジフテリア破傷風混合・麻疹風疹混合（麻疹・風疹単独も可）・日本脳炎

お問い合わせ先 役場福祉保健課（☎ 6 9 4－6 8 1 0）

妊婦健康診査費用の公費負担が拡充されます。

妊婦健康診査は、妊婦さんが定期的に医療機関にかかって妊婦さんの健康状態、赤ちゃんの発育状態、分娩時期を把握するために重要です。
平成 20 年 4 月より妊婦健康診査費用が拡充され、妊娠届出時に妊婦健康診査受診票を 5 枚交付いたします。
定期的に妊婦健康診査を受けて、安全に妊娠期を過ごし、出産を迎えましょう。



お誕生おめでとう

(平成19年11月～平成20年1月誕生まで)



●11月誕生									
神宅 寺山真人・有里	神宅 高堂雅史・梨恵	西分 手塚博史・由理	七條 板東圭右・孝枝	下六條 坂東雅史・満代	●12月誕生				
神宅 藤本晃司・美鈴	引野 小林俊夫・智美	引野 小泉智哉・絵美	七條 寒川伸治朗・円	神宅 岩崎光司・真弥子	高磯 佐々木将之・幸恵	神宅 池森明・悦子	神宅 森江雄一・舞子	七條 安田晃実・春香	神宅 土田英起・祐子
引野 安友幸夫・真希	七條 手塚真吾・広美	西分 稲岡譲・美月	高磯 佐々木将之・幸恵	神宅 池森明・悦子	神宅 森江雄一・舞子	七條 安田晃実・春香	神宅 土田英起・祐子	引野 高橋昌信・友子	神宅 高橋昌信・友子
神宅 安友幸夫・真希	七條 手塚真吾・広美	西分 稲岡譲・美月	高磯 佐々木将之・幸恵	神宅 池森明・悦子	神宅 森江雄一・舞子	七條 安田晃実・春香	神宅 土田英起・祐子	引野 高橋昌信・友子	神宅 高橋昌信・友子
神宅 安友幸夫・真希	七條 手塚真吾・広美	西分 稲岡譲・美月	高磯 佐々木将之・幸恵	神宅 池森明・悦子	神宅 森江雄一・舞子	七條 安田晃実・春香	神宅 土田英起・祐子	引野 高橋昌信・友子	神宅 高橋昌信・友子
神宅 安友幸夫・真希	七條 手塚真吾・広美	西分 稲岡譲・美月	高磯 佐々木将之・幸恵	神宅 池森明・悦子	神宅 森江雄一・舞子	七條 安田晃実・春香	神宅 土田英起・祐子	引野 高橋昌信・友子	神宅 高橋昌信・友子
神宅 安友幸夫・真希	七條 手塚真吾・広美	西分 稲岡譲・美月	高磯 佐々木将之・幸恵	神宅 池森明・悦子	神宅 森江雄一・舞子	七條 安田晃実・春香	神宅 土田英起・祐子	引野 高橋昌信・友子	神宅 高橋昌信・友子
神宅 安友幸夫・真希	七條 手塚真吾・広美	西分 稲岡譲・美月	高磯 佐々木将之・幸恵	神宅 池森明・悦子	神宅 森江雄一・舞子	七條 安田晃実・春香	神宅 土田英起・祐子	引野 高橋昌信・友子	神宅 高橋昌信・友子
神宅 安友幸夫・真希	七條 手塚真吾・広美	西分 稲岡譲・美月	高磯 佐々木将之・幸恵	神宅 池森明・悦子	神宅 森江雄一・舞子	七條 安田晃実・春香	神宅 土田英起・祐子	引野 高橋昌信・友子	神宅 高橋昌信・友子

可愛い表現会に拍手！

2月29日(金)さくら保育所で表現会が開催され、歌・合奏・遊戯が披露されました。可愛いしぐさ、一生懸命歌っている姿に、ご家族の皆さんは家での子ども・孫の様子と重ね合わせ、共に楽しいひと時を過ごしていました。3歳児のみなさんは、保育所最後の表現会でしたが、立派に歌ったり遊戯しました。子どもの成長に驚かされ、幼稚園でひとまわり大きく成長した子どもたちを見てみたいと思わされた半日でした。

3才児「合奏」

2才児「ホ・ホ・ホ」

3才児「ハートフルがいっぱい」

2才児「グキレンジャー」

3才児「ジャングルパレード」

2才児「合奏」

1才児の合奏と遊戯
とっても上手でした。